

平成23年（行ウ）第34号 政務調査費返還請求事件
原告 千葉県市民オンブズマン連絡会議
被告 千葉県知事 鈴木栄治

答 弁 書

平成23年10月14日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番21号
葺手第2ビル階5階
大洋綜合法律事務所（送達場所）
電 話 03-3436-3872
FAX 03-3436-3877

被告訴訟代理人 弁護士 松 島 洋

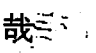


〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目1番1号
八重洲ダイビル5階
真和綜合法律事務所
電 話 03-3517-6786
FAX 03-3517-6776

被告訴訟代理人 弁護士 松村 真理子



被告指定代理人

吉 田 俊 哉 

同

志 村 雅 

同

清 水 徹 

同

渡 部 隆 

同

大 瀧 章 

同

藤 崎 啓 

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の本件請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

第1部総論編について

- 1 「第1 事案の概要」について
総括的記載につき、特に認否をしない。
- 2 「第2 当事者等」について
1については、不知。その余は認める。
- 3 「第3 政務調査費の交付と返還義務等」について
1及び2については認め、3については争う。
- 4 「第4 住民監査請求及び監査委員による監査結果」について
認める。
- 5 「第5 政務調査費の使途基準及び定義」について
 - (1) 「1 政務調査費に関する法令」について
(1)及び(2)については認める。(3)及び(4)については、不知。
(5)については認める。
 - (2) 「2 政務調査費の定義」及び「3 運用指針・よくある質問について」について
「2 政務調査費の定義」は、原告の独自の考え方にすぎず、内容については争う。

第2部違法支出各論編及び第3部結論について
第2部以下は追って、認否する。

第3 被告の主張
追って、主張する。

以 上

附属書類

1 訴訟委任状	1 通
2 指定書	1 通